

新型コロナウイルス感染症の影響により  
直近1カ月の売上が  
前年同期比 **5%**以上減少した  
小規模事業者のみなさまへ

**無担保**  
**無保証**  
**低金利**

〈小規模事業者経営改善資金（マル経）〉

# 新型コロナウイルス対策 マル経資金のご案内

現在、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けた小規模事業者の資金繰り支援のため、  
『新型コロナウイルス対策特別枠』を設けております。

## 〈新型コロナウイルス対策特別枠〉

融 資 額

別枠 **1,000** 万円以内

貸付金利

年利 **0.31%** 〔当初3年間、通常年利1.21%より  
▲0.9%引下げ〕

※特別利子補給制度が適用される場合、3年間実質無利子となります。

- 条 件 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし  
②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少の要件を満たす方

貸付期間

設備資金… **10**年以内 / 運転資金… **7**年以内  
(据置期間：4年以内) (据置期間：3年以内)

## 〈通常枠〉

融 資 額

**10~2,000** 万円以内

貸付金利

年利 **1.21%**

貸付期間

設備資金… **10**年以内 / 運転資金… **7**年以内  
(据置期間：2年以内) (据置期間：1年以内)

◆お申込みの要件、必要書類等については裏面をご覧ください。お問合せください。  
また、ご融資実行まで、多少お時間を頂戴いたします。ご相談、お申込みはお早めに！

## 〈桑折町商工会〉

相 談：平 日 午前9時～午後5時  
電 話：024-582-2474

場 所：桑折町字本町17-5  
FAX：024-582-2531

## マル経資金－融資の対象

融資の対象となる方は、以下の条件を満たしている方です。

1. 従業員数	商業・サービス業・・・5人以下 製造業・建設業等・・・20人以下 * 法人役員・家族従業員・パート等は除く
2. 営業年数	当商工会管内で1年以上事業を営んでいる方
3. 業種	日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種であること * 許認可を必要とする業種の方は、許認可を取得していること
4. 納税	納期の到来している所得税・法人税・事業税・市県民税を完納していること
5. 経営指導	原則として6ヶ月前から商工会の経営指導を受けている方

## マル経資金－お申込みの際必要なもの

下記書類をご確認の上、商工会へ直接お申込み下さい

個人	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最近2年間の青色(白色)、決算書(控)、申告書(控)</li><li>・ 直近の売上内訳がわかるもの(前年同期比▲5%が確認できる書類)</li><li>・ 決算後6ヶ月以上経過している場合は、最近の残高試算表</li><li>・ 設備資金の場合は見積書</li><li>・ 所得税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書</li><li>・ 資産内容がわかる書類(不動産等)</li></ul>
法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前期、前々期の決算書(控)</li><li>・ 決算後6ヶ月以上経過している場合は、最近の残高試算表</li><li>・ 直近の売上内訳がわかるもの(前年同期比▲5%が確認できる書類)</li><li>・ 設備資金の場合は見積書</li><li>・ 初めてのご利用の場合は商業登記簿謄本(3か月以内)</li><li>・ 法人税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書</li></ul>

\* ご融資実行までに時間がかかりますので、早めにお申し込み下さい。

〈 桑折町商工会 〉

桑折町字本町17-5(信用金庫桑折支店となり)

TEL: 024-582-2474 FAX: 024-582-2531

<http://kooi-shoukoukai.jimdo.com/>

